

欧州委員会、EU - 米TTIP交渉に関するEUの公式見解を示す声明書を公表

2015年4月8日
JETRO テュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、4月7日、欧州連合（EU）と米国との間で交渉が進められている「環大西洋貿易投資パートナーシップ（Transatlantic Trade and Investment Partnership: TTIP）」交渉に関するEUの公式見解を示す3月20日付けの声明書を、自身のウェブサイトにて公表した。なお、知的財産分野のテキスト草案は依然として未公表の状況である。

TTIP交渉における知的財産分野について欧州委員会は、一部の交渉分野においてテキスト草案とEUの公式見解を示す声明書が公表された1月7日に、「概況報告（Factsheets）」のみを公表。同概況報告において、EUが米国と合意を望む点として以下の4つを挙げていた。

- ・ EU及び米国が既に署名している国際的な知的財産権協定のリスト
- ・ EU及び米国における既存のルール及び実務に基づくとともに、イノベーションと成長と雇用の創造における知的財産権の重要性を強調する原則の共有
- ・ 地理的表示（GI）や、EUが既に保護している、視覚芸術家の追求権（resale rights for visual artists）¹や公演・放送の権利（public performance and broadcasting rights）のような著作権の側面等の重要な問題に関する拘束力を有する確約
- ・ 政府と利害関係者による利益を共有する領域での協働作業の促進

欧州委員会が今般公表したTTIP交渉の知的財産分野に関する声明書は、これをより詳細に解説するものであり、EUはTTIP交渉において、現在のところ知的財産権集約商品及びサービスの環大西洋貿易の成長の可能性を制限しているようにEUの目に映っている、限定的な数の特定の知的財産権問題に取り組みたい旨を表明。すべての古典的な知的財産の主題を網羅するのではなく、代わりに協力やいくつかの核心的な問題に焦点を当てると同時に、環大西洋経済におけるイノベーション、成長及び雇用のためのツールとしての知的財産の中心的な役割を強調する知的財産権章（IPR chapter）として、上述の4点に対応する以下の4つの節（section）を含む構成が想定され得ると提案している。

1. 双方が確約している国際的な知的財産協定（international IP agreements）のリスト
2. イノベーション、成長及び雇用のためのツールとしての知的財産の重要性を強調する一般的原則並びに主要論点（key topics）に関する多数の高水準の合意された原則

¹ 美術品の再販売の際の対価の一部を当該美術品の著作者が徴収する権利。

3. 限定的な数の非常に重要な知的財産問題 (significant IP issues) に関する拘束的な確約
4. 利益が共通する領域 (areas of common interest) における協力

声明書はさらに、これらの 4 つの節に含まれる項目 (Content) について、以下のとおり具体的に言及している。

a. 國際知的財産条約 (international IP treaties) の遵守 (節 1.に対応)

今後更新され得る非網羅的リストとして、主要な国際知的財産条約を列挙。

b. 前文の説話 (節 2.に対応)

導入のための節 2.の目的は、イノベーション・創造を促す知的財産の役割と、その賢明で持続的な成長への主要な貢献の重要性について啓発すること。これは、EU の貿易交渉も含め、知的財産をより広い経済的・社会的文脈で構成すべく EU が掲げる「知的財産はそれ自体目的ではない。それは、雇用と成長のためのツールである」との政策方針に沿うものであると説明。

c. 高水準の合意された原則 (節 2.に対応)

取り組むべき主題の非網羅的リストに以下の諸点が含まれ得ると説明。

- ・ 商標の悪意の登録への対抗 (Anti-bad-faith registration of trademark)
- ・ 小規模貨物の模倣品を含めた税関エンフォースメント
- ・ 二次的使用若しくは漸増的なイノベーション、規制組織の干渉又は特許出願の仮保護に関するものを含む特許手続及び特許性の基準について、確立された実務の想起

d. 地理的表示 (節 3.に対応)

米国が、地理的表示に特有の (sui generis) 制度を設ける代わりに、地理的表示の保護のために、具体的な表示制度が存在するワイン・スピリットを除いて、主として商標制度を利用しているため、EU は以下の事項を求める旨を説明。

- ・ 適切な水準の EU の GI の保護を保証するルール
- ・ EU の GI の濫用に対する行政上のエンフォースメント
- ・ 本協定を直接通じて保護されるべき GI 名称のリスト (list(s) of GI names : 欧州・米国の GI 名称とも含み得る) の確立
- ・ 特定の GI 名称に関する具体的な措置
- ・ 2006 年に「ワインの貿易 (trade in wine)」について締結された EU・米国間協定の付属書 II に含まれる 17 の EU ワインの名称の排他的保護
- ・ 追加の EU のスピリットの GI 名称の保護

e. 著作権及び関連する権利（節3.に対応）

EUが取り組むことを求める主要な著作権問題は、以下の3つであると説明。

- 放送及び公衆への伝達（公演）についての実演家及びレコード製作者の補償金に関する権利
- バーやレストラン、店頭での公衆への伝達（公演）についての、著作者の完全な権利
- オリジナルの芸術作品の創作者の追求権²

f. 多国間及び第三国の知的財産問題に関する協力（節4.に対応）

節4.の目標は、特定された領域において、権利者及び利用者を含んで約10年間運営されてきた「環大西洋知的財産作業部会（Transatlantic IP Working Group）」において既になされた作業を公式化し、可能であれば強化することであって、取り組むべき主題の非網羅的リストに以下の諸点が含まれ得ると説明。

- 環大西洋知的財産作業部会のオンラインポータル
- 第三国に対する技術支援の協調
- EU及び米国の知財アタッシュの協働
- 税関協力

g. 営業秘密及び企業秘密情報（節4.に対応）

この領域ではEUと米国の権利者は利益を共有しており、欧州委員会は営業秘密に関するEU指令草案を提出したところであり、米国においても、この分野では依然として連邦法が存在しないことから、民法のルールの調和のためのいくつかの立法の取組がなされており、それぞれの立法プロセスが優先されなければならないと説明。

なお、本声明書の中で欧州委員会は、米国は同国が優先すべきものとして関心を有する領域を未だ公式に特定していないと言及している。

— 欧州委員会のウェブサイトは、以下参照 —

[EU position paper on Intellectual Property in the Transatlantic Trade and Investment Partnership](#)

— EU - 米 TTIP 交渉に関するEUの公式見解を示す声明書は、以下参照 —

[The Transatlantic Trade and Investment Partnership \(TTIP\) Towards an EU-US trade deal](#)
[Intellectual property EU position paper, 20 March 2015 \(PDF\)](#)

— EU - 米 TTIP 交渉におけるEU提案に関するテキスト草案等の文書は、以下参照 —

[Now online - EU negotiating texts in TTIP](#)

² 同上。

— 欧州委員会による EU - 米 TTIP 交渉における EU 提案に関するテキスト草案公表に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、EU - 米 TTIP 交渉における EU 提案に関するテキスト草案を初めて公表（2015年1月9日）（PDF）](#)

(以上)